

ふくい水産振興センターと企業等との共同研究に係る実施基準

1 共同研究の実施判断

ふくい水産振興センター長（以下、「センター長」という。）は企業等から共同研究の提案を受けた場合は、研究課題の内容、業務量および施設能力等を勘案し、実施の可否を判断する。

なお、県内と県外の企業等から同様の研究提案があった場合は、県内の企業等を優先する。

2 協定等の締結

センター長は、企業等との共同研究を実施する際は、共同研究協定を締結する。

また、企業等が水産試験場の施設を利用する場合は、別に定める水産試験場との施設使用契約を締結するものとする。

3 費用負担

企業等は共同研究協定に基づき、研究に要する実費（種苗購入費、餌代等）を負担する。

また、ふくい水産振興センター規約に則り、研究コンソーシアム経費として1課題につき10万円を負担する。ただし、対象魚種の摂餌状況や飼育環境を確認するなどの小規模な予備的研究で、センター長が認めた場合は、1課題につき5万円とする。

4 その他

この基準に定めるもののほか、共同研究の実施に必要な事項は、センター長と企業等の代表者が協議して決定する。

（附則）

1 本基準は令和4年12月1日から施行する。